

公布した規則一覧

令和 7 年

公布 番号	規則名
69	杉並区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
70	杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
71	杉並区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
72	杉並区職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
73	杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
74	杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則
75	杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
76	杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
77	杉並区子どもの権利に関する条例施行規則

杉並区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 8 月 1 5 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 6 9 号

杉並区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区職員の期末手当に関する規則（昭和 5 0 年杉並区規則第 2 9 号）の一部を
次のように改正する。

別表第 2 中	行政職給料表（一）の適用を受ける職員で その属する職務の級が 6 級であるもの及び 医療職給料表（一）の適用を受ける職員で その属する職務の級が 3 級であるもの	1 0 0 分の 2 0	を
	行政職給料表（一）、医療職給料表（二） 又は医療職給料表（三）の適用を受ける職 員（以下「行（一）等適用職員」とい う。）でその属する職務の級が 5 級である もの及び医療職給料表（一）の適用を受け る職員でその属する職務の級が 2 級である もの	1 0 0 分の 1 5	

行政職給料表（一）の適用を受ける職員で その属する職務の級が 6 級であるもの、医 療職給料表（一）の適用を受ける職員でそ の属する職務の級が 3 級であるもの及び杉 並区の一般職の任期付職員の採用及び給与 の特例に関する条例（平成 1 8 年杉並区条 令第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により任期 を定めて採用された職員（以下「特定任期 付職員」という。）で杉並区組織規則（昭 和 5 0 年杉並区規則第 9 号。以下「組織規 則」という。）に規定する部長の職又はこ れに準ずる職にあるもの	1 0 0 分の 2 0	に改める。
行政職給料表（一）、医療職給料表（二） 又は医療職給料表（三）の適用を受ける職 員（以下「行（一）等適用職員」とい	1 0 0 分の 1 5	

う。)でその属する職務の級が5級であるもの、医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が2級であるもの及び特定任期付職員で組織規則に規定する課長の職又はこれに準ずる職にあるもの	
---	--

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第6条の3関係)

職員の区分	割合
行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が6級であるもの、医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が3級であるもの及び特定任期付職員で組織規則に規定する部長の職又はこれに準ずる職にあるもの	100分の20
行(一)等適用職員でその属する職務の級が5級であるもの、医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が2級であるもの及び特定任期付職員で組織規則に規定する課長の職又はこれに準ずる職にあるもの	100分の15

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 8 月 1 5 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 7 0 号

杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区職員の勤勉手当に関する規則（昭和 5 4 年杉並区規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 3 5」の次に「とし、杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 1 8 年杉並区条例第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）にあつては 1 0 0 分の 9 2 . 5 とする。」を加える。

別表第 2 中「指定する職員」の次に「及び特定任期付職員」を加える。

別表第 3 中	行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が 6 級であるもの及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が 3 級であるもの	1 0 0 分の 2 0	を
	行政職給料表（一）、医療職給料表（二）又は医療職給料表（三）の適用を受ける職員（以下「行（一）等適用職員」という。）でその属する職務の級が 5 級であるもの及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が 2 級であるもの	1 0 0 分の 1 5	

行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が 6 級であるもの、医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が 3 級であるもの及び特定任期付職員で杉並区組織規則（昭和 5 0 年杉並区規則第 9 号。以下「組織規則」という。）に規定する部長の職又はこれに準ずる職にあるもの	1 0 0 分の 2 0
--	--------------

行政職給料表（一）、医療職給料表（二）又は医療職給料表（三）の適用を受ける職員（以下「行（一）等適用職員」という。）でその属する職務の級が５級であるもの、医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が２級であるもの及び特定任期付職員で組織規則に規定する課長の職又はこれに準ずる職にあるもの	１００分の１５
--	---------

に改める。

別表第４を次のように改める。

別表第４（第６条の３関係）

職員の区分	割合
行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が６級であるもの、医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が３級であるもの及び特定任期付職員で組織規則に規定する部長の職又はこれに準ずる職にあるもの	１００分の２０
行（一）等適用職員でその属する職務の級が５級であるもの、医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が２級であるもの及び特定任期付職員で組織規則に規定する課長の職又はこれに準ずる職にあるもの	１００分の１５

附 則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

杉並区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 8 月 2 1 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 7 1 号

杉並区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和 5 0 年杉並区規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号区分の項中

- 「 5 平成 2 0 年度から平成 2 3 年度までの間に適用される杉並区 9 級職の設置等に関する規則（平成 2 0 年杉並区規則第 7 号）第 3 条第 1 項に規定する職務分類基準における職務の級が 9 級職であつた職員 」
- 「 5 平成 2 0 年度から平成 2 3 年度までの間に適用される杉並区 9 級職の設置等に関する規則（平成 2 0 年杉並区規則第 7 号）第 3 条第 1 項に規定する職務分類基準における職務の級が 9 級職であつた職員 」
- 6 杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 1 8 年杉並区条例第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）で杉並区組織規則に規定する部長の職又はこれに準ずる職にあつたもの 」

改め、同表第 2 号区分の項中

- 「 7 平成 1 2 年度以後に学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号。以下「法」という。）第 2 7 条に規定する幼稚園（子供園を含む。以下同じ。）の園長であつた職員 」
- 「 7 平成 1 2 年度以後に学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号。以下「法」という。）第 2 7 条に規定する幼稚園（子供園を含む。以下同じ。）の園長であつた職員 に 」
- 8 特定任期付職員で杉並区組織規則に規定する課長の職又はこれに準ずる職にあつたもの 」

改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 8 月 2 1 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 7 2 号

杉並区職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 4 年杉並区規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号ア中「及び医療職給料表（一）」を「、医療職給料表（一）」に改め、「3 級であるもの」の次に「及び杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 1 8 年杉並区条例第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）で杉並区組織規則（昭和 5 0 年杉並区規則第 9 号。以下「組織規則」という。）に規定する部長の職又はこれに準ずる職にあるもの」を加え、同号イ中「及び医療職給料表（一）」を「、医療職給料表（一）」に改め、「2 級であるもの」の次に「及び特定任期付職員で組織規則に規定する課長の職又はこれに準ずる職にあるもの」を加える。

第 3 条第 1 項第 1 号ア中「及び医療職給料表（一）」を「、医療職給料表（一）」に改め、「3 級であるもの」の次に「及び特定任期付職員で組織規則に規定する部長の職又はこれに準ずる職にあるもの」を加え、同号イ中「及び医療職給料表（一）」を「、医療職給料表（一）」に改め、「2 級であるもの」の次に「及び特定任期付職員で組織規則に規定する課長の職又はこれに準ずる職にあるもの」を加え、同条第 2 項中「指定する職員」の次に「及び特定任期付職員」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和 7 年 8 月 2 8 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 7 3 号

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規
則

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和 4 8 年杉並区規則
第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 2 号中「第 2 4 条の 2 4 第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加える。

第 2 条の 4 中「3 6 0 万 4, 0 0 0 円」を「3 6 6 万 1, 0 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の 2 第 2 号の改正規定は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の第 2 条の 4 の規定は、令和 7 年 9 月 1 日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 8 月 2 8 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 7 4 号

杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則

杉並区保健所長委任規則（平成 1 2 年杉並区規則第 1 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 9 号ス中「第 1 6 条の 5」を「第 1 6 条の 6」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 8 月 2 8 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 7 5 号

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 1 0 年杉並区規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第 3 1 条 条例第 1 6 条の 6 第 1 項第 1 号の規則で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

- （1） 育児休業法第 1 0 条第 1 項に規定する育児短時間勤務
- （2） 育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業
- （3） 条例第 6 条第 2 項の規定による休憩時間の短縮
- （4） 条例第 9 条の 2 第 1 項の規定による深夜勤務の制限
- （5） 条例第 9 条の 3 第 1 項の規定による超過勤務の制限
- （6） 条例第 9 条の 4 第 1 項の規定による超過勤務の制限
- （7） 条例第 1 5 条第 1 項に規定する育児時間
- （8） 条例第 1 5 条第 1 項に規定する出産支援休暇
- （9） 条例第 1 5 条第 1 項に規定する育児参加休暇
- （1 0） 条例第 1 5 条第 1 項に規定する子の看護等のための休暇
- （1 1） 条例第 1 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する子育て部分休暇

2 条例第 1 6 条の 6 第 1 項第 1 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 前項各号に掲げる制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）
- （2） 出生時両立支援制度等の請求先又は申請先

(3) 地方公務員等共済組合法第70条の5第1項に規定する育児時短勤務手当
金その他これに相当する給付に関する必要な事項

3 条例第16条の6第1項第3号及び第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 始業又は終業の時刻

(2) 勤務の場所

(3) 業務量の調整

(4) 前3号に掲げる事項のほか、任命権者が別に定める事項

4 条例第16条の6第2項の規則で定める期間は、3歳に満たない子を養育する職員の子が、1歳11月に達する日の翌々日から2歳11月に達する日の翌日までの1年間とする。

5 条例第16条の6第2項第1号の規則で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

(1) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務

(2) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業

(3) 条例第6条第2項の規定による休憩時間の短縮

(4) 条例第9条の2第1項の規定による深夜勤務の制限

(5) 条例第9条の3第1項の規定による超過勤務の制限

(6) 条例第9条の4第1項の規定による超過勤務の制限

(7) 条例第15条第1項に規定する子の看護等のための休暇

(8) 条例第16条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇

6 条例第16条の6第2項第1号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）

(2) 育児期両立支援制度等の請求先又は申請先

7 第29条第3項の規定は、条例第16条の6第1項又は第2項の規定により、職員に対して、これらの項の各号に掲げる措置を講ずる場合について準用する。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 8 月 2 8 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 7 6 号

杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年杉並区規則第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 8 条第 1 項中「（次条において）」を「（以下）」に改める。

第 4 1 条を第 4 2 条とし、第 4 0 条を第 4 1 条とし、第 3 9 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした会計年度任用職員に対する意向確認等）

第 4 0 条 任命権者は、杉並区職員の育児休業等に関する条例第 1 8 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした会計年度任用職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして次に掲げる制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

ア 地方公務員の育児休業等に関する法律第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業

イ 第 9 条において準用する条例第 9 条の 2 第 1 項の規定による深夜勤務の制限

ウ 第 1 0 条において準用する条例第 9 条の 3 第 1 項の規定による超過勤務の制限

エ 第 1 0 条において準用する条例第 9 条の 4 第 1 項の規定による超過勤務の制限

オ 第 1 6 条第 1 項に規定する育児時間

カ 第 1 6 条第 1 項に規定する出産支援休暇

キ 第16条第1項に規定する育児参加休暇

ク 第16条第1項に規定する子の看護等のための休暇

ケ 第33条の2第1項に規定する子育て部分休暇

(2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 杉並区職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する会計年度任用職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、当該子が1歳11月に達する日の翌々日から2歳11月に達する日の翌日までの1年間に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして次に掲げる制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

ア 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する部分休業

イ 第9条において準用する条例第9条の2第1項の規定による深夜勤務の制限

ウ 第10条において準用する条例第9条の3第1項の規定による超過勤務の制限

エ 第10条において準用する条例第9条の4第1項の規定による超過勤務の制限

オ 第16条第1項に規定する子の看護等のための休暇

カ 第33条の2第1項に規定する子育て部分休暇

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活

活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。
- 4 職員勤務時間規則第29条第3項並びに第31条第2項、第3項及び第6項の規定は、第1項及び第2項の規定による妊娠、出産等についての申出をした会計年度任用職員に対する意向確認等について準用する。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

杉並区子どもの権利に関する条例施行規則を公布する。

令和 7 年 8 月 2 9 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 7 7 号

杉並区子どもの権利に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、杉並区子どもの権利に関する条例（令和 7 年杉並区条例第 1 1 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(兼職の禁止)

第 3 条 委員は、次に掲げる職を兼ねることができない。

- (1) 国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員
- (2) 区に執行機関として置かれる委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）又は委員
- (3) 区と委託その他の契約を締結している事業者の役員
- (4) 区から補助金の交付その他の助成を受けている事業者の役員

(申立書等)

第 4 条 条例第 2 2 条の規定による救済の申立て（以下「申立て」という。）は、申立書（第 1 号様式）を提出することにより行うものとする。ただし、これにより難しいときは、この限りでない。

2 委員は、申立書の提出によらない申立てを受けたときは、その内容を申立記録書（第 2 号様式）に記録するものとする。

(調査を行わない場合)

第 5 条 条例第 2 3 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 裁判所において、現に係争中の事項又は既に判決等のあった事項に係る申

立てであるとき。

- (2) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令の規定により、現に不服申立てを行っている事項又は既に裁決等のあった事項に係る申立てであるとき。
- (3) 条例その他の法令の規定により、現に申立てを行っている事項又は既に申立ての処理が終了した事項に係る申立てであるとき。
- (4) 現に区議会等に請願若しくは陳情を行っている事項又は既に区議会等でその審議が終了した事項に係る申立てであるとき。
- (5) 虚偽の申立て又は明らかに理由がない申立てであると委員が認めるとき。
- (6) 条例第23条第2項本文の規定による同意を得ることが著しく困難であると委員が認めるとき。
- (7) 委員の職務上の行為に係るものであるとき。
- (8) その他調査をすることが適当でないと委員が認めるとき。

- 2 委員は、条例第23条第1項ただし書の規定により調査を行わないときは、調査を行わない旨の通知書（第3号様式）により、申立てを行った者（以下「申立人」という。）に速やかにその旨を通知するものとする。

（調査の実施）

第6条 委員は、条例第23条第1項の規定により調査を行うときは、あらかじめ調査実施通知書（第4号様式）により、調査の対象となる者（以下「調査対象者」という。）にその旨を通知するものとする。この場合において、調査対象者が子ども（18歳に満たない者（その心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、当該者に準ずると認められる者を含む。）をいう。）であるときは、その保護者にも通知するものとする。

- 2 委員は、調査を行うため区以外の調査対象者の施設に立ち入る場合は、当該調査対象者の同意を得なければならない。

（調査の同意）

第7条 条例第23条第2項本文の規定による同意は、同意書（第5号様式）の提出を受けることにより得るものとする。ただし、これにより難しいときは、この限りでない。

(調査の打ち切り)

第8条 委員は、条例第23条第3項の規定により調査を打ち切る場合において、申立人、同条第2項の規定による同意をした子ども若しくはその保護者（以下これらを「同意者」という。）又は第6条第2項の規定による立入調査の対象となった者（以下「立入調査対象者」という。）があるときは、調査打ち切り通知書（第6号様式）により、速やかにその旨をこれらの者に通知するものとする。

(調査の終了)

第9条 委員は、調査が終了した場合において、申立人、同意者又は立入調査対象者があるときは、調査結果通知書（第7号様式）により調査の結果をこれらの者に通知するものとする。

(身分証明書)

第10条 委員は、条例第23条第1項の規定による調査又は同条第4項の規定による調整を行うときは、身分証明書（第8号様式）を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(要請)

第11条 条例第24条第1項の規定による要請は、あらかじめ区長にその内容を通知した上で、要請書（第9号様式）により行うものとする。

2 前項の規定により要請した場合において、申立人又は同意者があるときは、委員は、要請した内容を速やかにこれらの者に通知するものとする。

(委任)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

杉並区子どもの権利救済委員 宛

申立人 住 所
氏 名
電話番号

申立書

杉並区子どもの権利に関する条例第22条の規定により、下記のとおり子どもの権利の侵害に係る救済を申し立てます。

記

救済の対象となる子ども	住所	(申立人と同一の場合は、記入の必要はありません。)		
	氏名	(申立人と同一の場合は、記入の必要はありません。)		
	年齢		申立人との関係	
	学校、施設等			
申立ての原因となった事実のあった年月日	年 月 日			
申立ての趣旨及び理由	(経過や内容をできるだけ具体的に記入してください。書ききれない場合は、裏面に書くか別紙を添付してください。)			

他の機関への相談状況	
他の申立て制度の利用の有無	☐ 有（制度名：） ☐ 無
備考	

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

申立記録書

申立てを受けた日	年 月 日		
申立てを受けた者			
申立人	住所		
	氏名		
	電話番号		
救済の対象となる子ども	住所		
	氏名		
	年齢		申立人との関係
	学校、施設等		
申立ての原因となった事実のあった年月日	年 月 日		
申立ての趣旨及び理由			
他の機関への相談状況			

他の申立て制度 の利用の有無	☐ 有（制度名： ） ☐ 無
備考	

委員確認欄	
-------	--

第 号
年 月 日

様

杉並区子どもの権利救済委員



調査を行わない旨の通知書

年 月 日付けであった子どもの権利の侵害に係る救済の申立てについては、下記の理由により調査を行いませんので、杉並区子どもの権利に関する条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

調査を行わない理由

第 号
年 月 日

様

杉並区子どもの権利救済委員

印

調査実施通知書

年 月 日付けであった子どもの権利の侵害に係る救済の申立てについて、下記のとおり調査を行いますので、杉並区子どもの権利に関する条例施行規則第6条第1項の規定により通知します。

記

1 調査の趣旨

2 調査の内容

同意書

杉並区子どもの権利に関する条例第23条第1項に基づく、
に対する権利の侵害に係る調査を行うことについて同
意します。

年 月 日

住所
氏名

第 号
年 月 日

様

杉並区子どもの権利救済委員



調査打ち切り通知書

年 月 日付 第 号により通知した子どもの権利の侵害に係る救済の申立てに基づく調査については、下記のとおり打ち切りますので、杉並区子どもの権利に関する条例施行規則第8条の規定により通知します。

記

打ち切りの理由

第 号
年 月 日

様

杉並区子どもの権利救済委員



調査結果通知書

年 月 日付 第 号により通知した子どもの権利の侵害に係る
救済の申立てに基づく調査について、杉並区子どもの権利に関する条例施行
規則第9条の規定により、下記のとおりその結果を通知します。

記

調査の結果

第8号様式（第10条関係）

（表）

身分証明書	
写真	氏 名
	生年月日
上記の者は、杉並区子どもの権利に関する条例第19条第1項に規定する杉並区子どもの権利救済委員であることを証明する。	
発行年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
杉並区長 印	

（裏）

杉並区子どもの権利に関する条例（抜粋）
（設置）
第19条 子どもの権利の侵害からの速やかな救済を図るため、区長の附属機関として、杉並区子どもの権利救済委員（以下「委員」という。）を置く。
2 委員の職務は、次のとおりとする。
（1）子どもの権利についての相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
（2）子どもの権利の侵害について、必要な調査、調整及び要請を行うこと。
（3）子どもの権利の侵害を防ぐため、区長に意見を述べること。
（4）子どもの権利に関する啓発活動を行うこと。
3～7 略
（調査及び調整）
第23条 委員は、前条の規定による救済の申立てがあった場合その他必要があると認めた場合には、その内容について調査を行うものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合においては、この限りでない。
2及び3 略
4 委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害からの救済を図るため、必要な調整を行うことができる。

第 号
年 月 日

様

杉並区子どもの権利救済委員



要請書

杉並区子どもの権利に関する条例第24条第1項の規定により、下記のとおり要請します。

記

要請の内容